

年金給付の経過措置一覧(令和 7 年度)

生年月日	老齢基礎年金						老齢厚生年金										遺族厚生年金	
	資格期間	被用者年金の加入期間	厚年の高加入期間	加入可能年数	配偶者の振替加算の乗率	配偶者の振替加算額(年額)(注1)	定額部分の読替	定額部分の参考単価 単価×読替率(注3)		報酬比例部分の乗率(1,000分の)		(男子)支給開始年齢		(女子)支給開始年齢		配偶者の加給年金額(年額)(含特別加算)(注2)		経過的寡婦加算額(年額)(注1)
								昭和31年4月1日以前生まれの単価	昭和31年4月2日以後生まれの単価	総報酬制前	総報酬制後	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分	定額部分			
								1,729円	1,734円									
～大正15年4月1日	旧制度の老齢年金又は通算老齢年金が支給されます。															622,000円		
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年	20年	15年	25年	1.000	238,600円	1.875	3,242円	—	9,500	7,308	60歳	55歳	239,300円	622,000円			
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年	〃	〃	26年	0.973	232,158円	1.817	3,142円	—	9,367	7,205	〃	〃	〃	590,104円			
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年	〃	〃	27年	0.947	225,954円	1.761	3,045円	—	9,234	7,103	〃	〃	〃	560,570円			
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年	〃	〃	28年	0.920	219,512円	1.707	2,951円	—	9,101	7,001	〃	〃	〃	533,146円			
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	25年	〃	〃	29年	0.893	213,070円	1.654	2,860円	—	8,968	6,898	〃	〃	〃	507,614円			
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	〃	〃	〃	30年	0.867	206,866円	1.603	2,772円	—	8,845	6,804	〃	〃	〃	483,783円			
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	〃	〃	〃	31年	0.840	200,424円	1.553	2,685円	—	8,712	6,702	〃	56歳	〃	461,490円			
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	〃	〃	〃	32年	0.813	193,982円	1.505	2,602円	—	8,588	6,606	〃	〃	〃	440,591円			
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	〃	〃	〃	33年	0.787	187,778円	1.458	2,521円	—	8,465	6,512	〃	57歳	274,700円	420,958円			
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	〃	〃	〃	34年	0.760	181,336円	1.413	2,443円	—	8,351	6,424	〃	〃	〃	402,479円			
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	〃	〃	〃	35年	0.733	174,894円	1.369	2,367円	—	8,227	6,328	〃	58歳	〃	385,057円			
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	〃	〃	〃	36年	0.707	168,690円	1.327	2,294円	—	8,113	6,241	〃	〃	〃	368,603円			
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	〃	〃	〃	37年	0.680	162,248円	1.286	2,223円	—	7,990	6,146	〃	59歳	〃	353,038円			
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	〃	〃	〃	38年	0.653	155,806円	1.246	2,154円	—	7,876	6,058	〃	〃	〃	338,292円			
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	〃	〃	〃	39年	0.627	149,602円	1.208	2,089円	—	7,771	5,978	〃	60歳	309,900円	324,303円			
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	〃	〃	〃	40年	0.600	143,160円	1.170	2,023円	—	7,657	5,890	60歳	61歳	〃	345,300円	311,012円		
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.573	136,718円	1.134	1,961円	—	7,543	5,802	〃	〃	〃	380,500円	290,280円		
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.547	130,514円	1.099	1,900円	—	7,439	5,722	〃	62歳	〃	415,900円	269,547円		
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.520	124,072円	1.065	1,841円	—	7,334	5,642	〃	〃	〃	〃	248,815円		
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.493	117,630円	1.032	1,784円	—	7,230	5,562	〃	63歳	〃	〃	228,082円		
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.467	111,426円	1.000	1,729円	—	7,125	5,481	〃	〃	60歳	61歳	〃	207,350円	
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	〃	〃	16年	〃	0.440	104,984円	〃	〃	—	〃	〃	〃	64歳	〃	〃	〃	186,617円	
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	〃	〃	17年	〃	0.413	98,542円	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	165,885円	
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	〃	〃	18年	〃	0.387	92,338円	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	145,152円	
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	〃	〃	19年	〃	0.360	85,896円	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	〃	63歳	〃	124,420円	
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	〃	〃	—	〃	0.333	79,454円	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	103,687円	
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	〃	21年	—	〃	0.307	73,250円	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	〃	64歳	〃	82,955円	
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	〃	22年	—	〃	0.280	66,808円	〃	〃	—	〃	〃	61歳	—	〃	〃	〃	62,222円	
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	〃	23年	—	〃	0.253	60,366円	〃	〃	—	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	41,490円	
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	〃	24年	—	〃	0.227	54,162円	〃	〃	—	〃	〃	62歳	—	〃	〃	〃	20,757円	
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	〃	—	—	〃	0.200	47,860円	〃	—	1,734円	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	—	
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	〃	—	—	〃	0.173	41,399円	〃	—	〃	〃	〃	63歳	—	〃	〃	〃	—	
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	〃	—	—	〃	0.147	35,177円	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	61歳	—	〃	—	
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	〃	—	—	〃	0.120	28,716円	〃	—	〃	〃	〃	64歳	—	〃	—	〃	—	
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	〃	—	—	〃	0.093	22,255円	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	62歳	—	〃	—	
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	〃	—	—	〃	0.067	16,033円	〃	—	〃	〃	〃	65歳	—	〃	—	〃	—	
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	63歳	—	〃	—	
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	〃	—	
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	64歳	—	〃	—	
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	〃	—	
昭和41年4月2日～	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	〃	—	65歳	—	〃	—	

(注1) 老齢基礎年金の配偶者「振替加算額」と遺族厚生年金の「経過的寡婦加算額」欄は配偶者の年齢のみです。
(注2) 老齢厚生年金の「配偶者の加給年金額」欄のうち、昭和9年4月2日以降は、配偶者特別加算を加えた額となります。
(注3) 老齢厚生年金の「定額部分の参考単価」欄は1円未満を四捨五入します。
・昭和31年4月1日以前生まれの単価1,729円は平成16年改正後の額1,628円に昭和31年4月1日以前生まれの改定率(令和7年度は1.062)を乗じた額。
・昭和31年4月2日以後生まれの単価1,734円は平成16年改正後の額1,628円に昭和31年4月2日以後生まれの改定率(令和7年度は1.065)を乗じた額。